

2022 年度（令和 4 年度）特定非営利活動法人 藤沢相談支援ネットワーク

寒川町障がい者相談支援事業所 ゆいっと 事業報告

1、年度総括

（1）コロナウィルス感染拡大に伴う状況について

今年度は、昨年度に引き続きコロナウィルス感染拡大の状況が続いており、利用者もしくは、職員の感染により、ケースワークが停滞せざるを得ない状況も生じていた。しかしながら、昨年度に比べると、感染対策を徹底し、必要に応じては極力対面でのケア会議、訪問、同行等を行い、行動制限がある中でも極力停滞することなく、ケースワークをいかに展開することができるのか、支援のあり方を模索する日々であり、また相談支援の役割を改めて振り返る機会ともなった1年であった。

（2）利用者像の変遷について

利用者像については、今年度については最近の傾向が更に顕著になっており、成人については、引きこもりの状態にある方、または軽度の知的障がい等の方で、必ずしも福祉関連のサービス（ヘルパー、事業所通所等）の利用が適当ではない方の相談が増えており、成人の中でも、特に若年層（18歳～20歳前後）においてもある種の傾向が見えてきている。やはり軽度の知的障がいの方、もしくは何ら診断を受けておられない方で、アルバイト等の経験はあるが、仕事が継続せず、家族が困り感を持ち、家族が初回相談に来られることが増えている。

児童期においても特に手帳などの取得はなく、不登校等の状態である保護者からの相談が増えてきており、福祉制度の狭間の利用者が増加傾向にあると感じている。

また、未就学の児童（2歳～3歳）の保護者からの、障がいがある可能性についての相談が増加傾向にある。保護者のニーズはより多様化（専門化）されており、福祉課の他、子育て支援課（発達相談）、教育研究室（不登校相談）及び県地域青少年窓口（ひきこもり相談・寒川町担当）との連携のあり方も喫緊の課題である。

（3）寒川町における相談支援体制強化について

寒川町における委託相談の在り方については、上述した近年の利用者像の変遷と、行政の関連する相談窓口の稼働状況をまずは把握する必要がある。把握した上で、寒川町全体として俯瞰した視点からの総論を捉え、委託相談の在り方については、町全体の施策の一各論として福祉課と協議していく必要があると感じている。

委託相談支援事業においては、緊急介入及び集中的・機動的支援、本人及び家族との直接支援が困難な状況における相談介入に至るまでの環境調整または関係機関の後方支援を中心に行うものとし、ある程度の生活支援の習慣化が図れた時期（サービスにつながっ

た時点)に、本人の意思を確認した上で、速やかに指定特定・指定障害児相談支援事業への移行を行えるよう、福祉課、さむかわ基幹相談支援センターと協働し、地域全体として、相談支援体制の強化について協議していく必要がある。

2、相談員人員配置及び資格状況（2023年（令和5年）3月31日現在）

【相談員人員配置（計画相談との兼務有）】

管理者（相談員との兼務）	有・無
常勤専従	4名（常勤換算 3.8名）
常勤兼務	0名（常勤換算 0名）
非常勤	0名（常勤換算 0名）
合計	4名（常勤換算 3.8名）

【資格】複数回答可

社会福祉士	3名
精神保健福祉士	1名
保健師	0名
相談支援専門員	4名（内、主任相談支援専門員 1名、現任研修修了者 2名）
その他（医療的ケア児等コーディネーター 1名、介護福祉士 1名）	

3、実施事業

（ア）障害者相談支援に関する事業

- ① 福祉サービスの利用援助に関する事。
- ② 社会資源を活用するための支援に関する事。
- ③ 社会生活力を高めるための支援に関する事。
- ④ ピアカウンセリングに関する事。
- ⑤ 権利擁護のために必要な援助に関する事。
- ⑥ 専門機関の紹介に関する事。
- ⑦ 寒川町地域自立支援協議会への協力に関する事。

【実績】

① 福祉サービスの利用援助に関する事

支援内容（福祉サービスの利用等に関する支援）としては、402件で全体の約20%を占め、2番目に多い支援内容となっている。成人については、主に家事援助の利用調整、通所事業所の利用調整や、見学同行、利用に関する相談等となっている。児童についてはほぼ放課後デイサービス事業所、児童発達支援事業所の利用調整や見学同行、紹介となっている。

② 社会資源を活用するための支援に関すること

専門的分野の介入（活用）が必要となる場合、県の困窮者自立支援事業のほっとステーション横浜との面談同席の実施や、障害者雇用サービス支援企業窓口担当者との連携等を実施。

また、昼夜逆転の生活リズムの是正へ支援や、支援者が自宅に訪問することにまずは慣れるための支援（訪問看護の調整）など、福祉サービス活用前までの支援を実施。

インフォーマル資源としては、不動産屋や、本人の所属する会社の方等と情報共有や協力依頼を実施。

③ 社会生活を高めるための支援に関すること

支援内容「生活技術に関する支援」としては、426件で、全体の約20%を占め、「福祉サービスの利用等に関する支援」402件を若干上回っている。また、サービス利用に至る前の支援が「生活技術に関する支援」に含まれている。

また、サービスや訪問看護が導入されている方へは、支援者や、家族、友人との関わり方等についての相談を受け本人の人的、物理的な生活環境を調整している。

④ ピアカウセリングについて

実施には至らなかった。

⑤ 権利擁護のために必要な援助に関すること

支援内容（権利擁護に関する支援）としては、6件となっている。障害者虐待を受けた方の保護に関する支援や、成年後見制度の利用の案内、説明等を実施。

日頃のケースワーク自体が、常に本人が社会的不利益、差別を被ることに対して、能動的に各機関に働きかけることであると認識している。

⑥ 専門機関の紹介に関すること

②と重複するが、生活困窮者（借金、低所得等）に関しては神奈川県困窮者自立支援事業ほっとステーション横浜や、療育に関しては寒川町学校教育課教育研究室、療育総合相談センター、子育てに関しては児童相談所や子育て支援課、金銭管理についてはあんしんセンター（茅ヶ崎市）等の紹介を実施。

⑦ 寒川町地域自立支援協議会への協力に関すること。

- ・寒川町自立支援協議会参加（計5回、内、書面2回）
- ・児童期支援ネットワークグループ参加（計2回）

【課題】

① 福祉サービスの利用援助に関すること

福祉サービス全般として、町内には事業所が少ないため、選択の基準が本人の特性にあった事業所ではなく、利便性を基準に選択せざるを得ない状況にある。また、児童に関しては、放課後デイサービス事業所については近隣市長村となると、送迎の範囲が限定されるので、同じく本児の特性にあった事業所ではなく送迎を基準とした選択せざるを得ない状況にある。

また、保護者の就労支援のために放デイを利用される方も少なくはなく、放デイ利用のあり方については、町福祉課との協議が必要である。

② 社会資源を活用するための支援に関すること

他者との関わり自体が難しい方や、引きこもりの状況の方など、社会資源を活用する前段階の支援に相当の労力を要している。社会資源を活用するある程度の要件（外出できる、他者と会話ができる等）を整備することが委託相談の一時的・集中的な役割となるが、本人との関りには難航する。

また、軽度の障がいの方や、未受診の方等は、福祉領域の資源が合わず、委託相談が中心となって支援を展開すること自体が限界となる場合がある。

③ 社会生活を高めるための支援に関すること

本人の社会生活を高めたい（居場所が欲しい、余暇の充実等）ニーズに対して、活用できる人的・物的資源が少ない。例えば、本来、好きな時に好きな場所に行くことができる自由は誰もが保証がされるべきであるが、移動支援の事業所が少ない、ヘルパー自体の人数が少ない状況。

また、本人が社会生活を高める（どのような生活を送っていききたいか）という感覚がない場合も多く、高めるためにはまずは本人自身が「高めたい」と思うまでの意思形成に関する支援に相当の時間を要する。

④ ピアカウンセリングについて

ピアカウンセリングを実施できる事業所の人員体制が整っていない。

⑤ 権利擁護のために必要な援助に関すること

具体的には、成年後見制度の利用援助等になると思うが、制度の利用に関しては対象となるような相談件数自体が少ない状況。しかし、権利擁護を広義に捉えると、本人の日常の意思決定が阻害されている局面も少なくはない。本人（の権利・意思）がいまだに支援の場面においても家庭の場面においても尊重されていないという現状がある。

⑥専門機関の紹介に関すること

適宜、専門機関を紹介しているが、専門期間を紹介した後の委託相談事業所との連携が円滑に行われないことがある。

⑦寒川町地域自立支援協議会への協力に関すること。

今年度も引き続きコロナウィルス感染拡大により、全5回のうち、2回が書面開催となったため、協議を活性化することは困難な状況であったが、児童期支援ネットワークグループが発足し、新たに参画した。次年度は児童期支援における、町のしくみづくりの具体化まで踏み込んだ協議に展開していく必要がある。

今後も協議が活性化するように、委員の各選出母体の立場から見える地域課題を協議会に挙げていき、課題抽出が可能となる協議会の体系化が必要だと感じている。

(イ) 相談支援機能強化に関する事項

- ① 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応に関すること。
- ② 地域の相談支援体制の強化に関すること。
- ③ 町内の教育機関やその他の、障害者等支援を実施している機関に対する専門的な指導、助言及び研修に関すること。

【実績】

① 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応に関すること。

- ・ 家族基盤が脆弱で、ひとり親家庭や、親にも障がいがあり、子にも障がいのある世帯、貧困層の家庭、児童虐待の恐れ、家庭内暴力のある家庭などには世帯支援を実施。福祉サービス事業所の他、児童相談所や、子育て支援課、県ほっとステーション横浜、保育園等との連携を実施。
- ・ 事例検討会参加、等

② 地域の相談体制の強化に関すること。

- ・ 寒川町自立支援協議会参加（計5回、内、書面会議3回）
- ・ 委託相談支援事業所連絡会参加（計10回、内1回欠席）
- ・ 湘南東部保健福祉圏域自立支援協議会参加（計2回、運営会議計4回）
- ・ 主任相談支援専門員連絡会参加（計2回、内1回欠席）
- ・ 相談支援（意思決定支援）ネットワーク参加（計1回）
- ・ 重度障害者等の医療ケアに関する連絡会参加（計1回）
- ・ 寒川町障害者事業所連絡会参加（計2回）
- ・ つくしの家まつり会議参加（計3回）
- ・ Fネットワーク会議参加（計3回 ※1回目はコロナウィルス感染拡大の状況下における参加機関数の制限があったため、不参加）

- ・生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業検討会参加（計5回）
- ・茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会参加（計1回）

③町内の教育機関やその他の、障害者等支援を実施している機関に対する専門的な指導、助言及び研修に関すること。

- ・子育て支援センターとの情報交換会に参加。
- ・適宜、町内小学校・中学校支援級への支援に関する情報共有、支援の方向性の共有等を実施。
- ・適宜、養護学校への支援に関する情報共有、支援の方向性の共有等を実施。
- ・養護学校より、R5年度事業所説明会実施に向けての冊子原稿の内容確認の依頼。内容等について助言。

【課題】

①専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応に関すること

（ア）の2とも重複するところではあるが、未受診や軽度の知的障がい、発達障がい、適応障がい等で、引きこもりの状況の方（成人、児童ともに）の家族からの相談が増えている。また、引きこもりの状況の方においては本人には直接関わることが困難な中、福祉の領域が主軸となる支援では立ち行かなくなることがある。しかしながら、適切な連携先も見当たらず支援の展開に苦慮している。

児童については、児童相談所（虐待の恐れ）が関わっている児童の相談が増えている。保護者への支援も必要となるが、保護者に支援拒否がある、障がいがある等、保護者との関りに難航することが多く、児童相談所、子育て支援課との連携強化と役割のすみわけが必要である。

③ 地域の相談支援体制強化に関すること

① の課題に通じるところではあるが、委託相談の利用者像が多様化していることから、委託相談のあり方について地域での課題の共有と、あり方の共通認識が必要だと感じている。また、同時に委託相談の現状を踏まえ、計画相談との役割の明確化も必要であると思う。

③町内の教育機関やその他の、障害者等支援を実施している機関に対する専門的な指導、助言及び研修に関すること。

個別支援を介した、教育機関等への情報共有、支援の方向性の共有については適宜実施していたが、研修会等は委託相談としても実施するには至らなかった。教育機関等との個別ケース以外の媒体を通じた協働関係の構築が必要と感じている。

(ウ) 居住入居等支援に関する事項

- ① 不動産業者に対する物件、あっ旋依頼及び家主等との入居契約手続きの支援に関する
こと。
- ② 利用者の生活上の課題に対し、緊急対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡お
よび調整に関すること。

【実績】

- ① 不動産業者に対する物件、あっ旋依頼及び家主等との入居契約手続きの支援に関す
ること
・「住居入居等に関する支援」の件数は84件であったが、ほぼグループホームの入
居支援が多くを占め、アパート探しなど、不動産とのやり取りがあった方は実人数
2名となっている。物件の選定の協力依頼を実施、また、不動産業者に対して、手
続き上の合理的配慮（入居までのスケジュールの丁寧な説明等）の依頼等を実施。
- ② 利用者の生活上の課題に対し、緊急対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡およ
び調整に関すること。
・在宅の方で、連絡が取れなくなった方への安否確認のため、緊急訪問等を実施。
・在宅の方で、自殺念慮が高まった方への、子育て支援課保健師と緊急訪問を実施。等。

【課題】

- ① 不動産業者に対する物件、あっ旋依頼及び家主等との入居契約手続きの支援に関
すること
今年度については、実際に不動産業者との関わりがあった方は2名に留まってい
る。件数自体は少ないが、個別支援の他に、地域の不動産業者に対しての普及啓発
活動も必要であると感じている。
- ② 利用者の生活上の課題に対し、緊急対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡お
よび調整に関すること。
近所の方や、家主、同居家族とのつながりが希薄な方が多く、また、委託相談と
しても家主及び同居家族、町内会等と連携が希薄であるため、緊急時や災害時に即
時に居宅に様子を伺うことのできる支援体制が脆弱である。

(エ) 障害者等及び家族等支援に関する事項（別紙2参照）

発達障がい児者等及びその家族に対し障害に対する受容と理解を促すこと等を目的に、
勉強会等を実施するものとする。

4、2023年度（令和5年度）の主な取り組み

① 寒川町の相談支援体制強化

○委託相談支援事業と、指定特定・指定障がい児相談支援事業の役割の明確化

委託相談支援事業と、指定特定・指定障害児相談支援事業の役割を明確化することにより、相談支援の質の向上と量的拡大の両立を目指します。

委託相談支援事業においては、緊急介入及び集中的・機動的支援、本人及び家族との直接支援が困難な状況における相談介入に至るまでの環境調整または関係機関の後方支援を中心に行うものとします。ある程度の生活支援の習慣化が図れた時期（サービスにつながった時点）に、本人の意思を確認した上で、速やかに指定特定・指定障害児相談支援事業への移行を行えるよう、福祉課、さむかわ基幹相談支援センターと協働し、地域全体として、役割の明確化を目指していきます。（※1）

○委託相談事業所2事業所間における体制強化

現在寒川町の委託相談は、すまいる、ゆいっとの2か所のみで展開しています。

2事業所間における相談の傾向と量の不均衡を是正し、寒川町全体としての相談支援の質の向上と量的拡大を目指していく必要があります。

福祉課と協働しながら、地域（町民、関係機関等）へ地区割体制を基盤とするものの普及を徹底するとともに、寒川町の委託相談として目指す方向性をすまいると共有し、2事業所間での連携を強化していきます。

②児童期支援機関（未就学）との連携強化

児童の相談について、低年齢化している傾向にあります。幼稚園入園前（2歳～）の児童の相談が増えています。また、普通級であるが不登校等の状態の児童の保護者からの相談が増えており、児童期の相談内容は低年齢化・多様化しています。

児童期における本児への支援は親への育児支援、親への就労支援など、さまざまな要素が複雑に絡み合っているため、行政においては子育て支援課、教育研究室、保育課等、関係機関としては、サービス提供事業所（放課後デイサービス、児童発達支援事業所）、保育園、幼稚園、小学校（支援級・普通級）、中学校（支援級・普通級）等、児童に係るすべての機関との連携を強化していきます。